解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

神奈川県横浜市港北区篠原西町二番二号

有限会社エニイタイム内

特定非営利活動法人ペニーレイン

清算人　佐藤　和子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

横浜市港南区港南台九丁目二三番一八―三〇四号

特定非営利活動法人ケベックグルメクラブ

清算人　浅野　徹

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月二十八日付長野市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

長野県長野市篠ノ井二ツ柳一八四八番地一

長野市中条土地区画整理組合

代表清算人　傳田　邦夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年一月二十九日開催の臨時総会の決議並びに平成二十三年二月十四日付長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

長野県須坂市大字野辺一七二九番地

村石生産森林組合

清算人　青木　敬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十九日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

愛知県豊橋市南大清水町字元町一七二番地一

医療法人関歯科クリニック

代表清算人　關　美智代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月六日開催の理事会の決議並びに兵庫県教育委員会の許可により、平成二十三年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

兵庫県赤穂市有年楢原一一六四番地の二

財団法人有年考古館

代表清算人　松岡　秀樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十五日付広島県知事の認可により平成二十三年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

広島県大竹市新町二丁目七番一六号

医療法人二階堂医院

清算人　二階堂　融

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

福岡県福岡市南区向新町二丁目七番一―六〇六号

NPO法人育児支援センター・ひかりとほしの国

清算人　佐澤　穎子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月七日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により平成二十三年二月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

長崎市出来大工町八番地二

医療法人元永医院

清算人　元永　周二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月八日鹿児島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二十四日

鹿児島市中央町二〇番二

中央町二二番街区市街地再開発組合

代表清算人　坂上　益啓

配当公告

福島県会津若松市新横町一番一七号

破産者　ヤマゴ株式会社

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成二十二年（フ）第八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金三〇一、九〇〇円

一般債権　金一二八、九九三、一三六円

一、配当することができる金額

優先債権　金三〇一、九〇〇円

一般債権　金一三、五二六、一七四円

平成二十三年三月二十四日

福島県会津若松市宝町五番五〇号

破産管財人　福西　宜孝

配当公告

岐阜県岐阜市北島七丁目一二番三号

破産者　有限会社エスティーエフ

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十二年（フ）第二四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九一、七三三、一〇五円

一、配当することのできる金額

金一二、〇三〇、八八六円

平成二十三年三月二十四日

岐阜市八ツ梅町一丁目二一番地一　松井義孝

法律事務所　破産管財人　松井　義孝

配当公告

奈良県大和郡山市長安寺町二四二番地

破産者　医療法人雄山会

右の者に対する奈良地方裁判所平成二十一年（フ）第八五五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三六三、八八四、六六一円

一、配当することのできる金額

金三、六三五、五四八円

平成二十三年三月二十四日

奈良市西大寺栄町三番二三号　サンローゼビル四階

破産管財人　藤本　卓司

第１期決算公告　平成23年１月19日

北海道石狩市新港南２丁目725番地４

伊藤組モテック株式会社

代表取締役　千葉　茂

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,201
	固定資産	249,556
	資産合計	356,757
負債及び純資産の部	流動負債	98,643
	固定負債	35,616
	負債合計	134,259
	株主資本	222,498
	資本金	320,000
	利益剰余金	△97,502
	その他利益剰余金	△97,502
	純資産合計	222,498
	負債・純資産合計	356,757

（注）当期純利益　△97,502千円